

# 第1部 特集「京都府環境施策の新たな潮流」

## 第1章 「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」の制定

### 1 条例制定の背景等

自動車は、移動・運搬の手段として生活に不可欠なものですが、一方で、温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の排出等環境に様々な負荷を与えています。

そういった中で、**電気自動車\***や**プラグインハイブリッド自動車\***（以下「電気自動車等」という。）は、電気走行時に温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>を全く排出せず、充電のための電力の製造時のCO<sub>2</sub>の発生を考慮しても、通常のガソリン自動車と比べて約1/4、天然ガス自動車と比べても約1/3であり、その普及促進は運輸部門における地球温暖化対策として大変有効です。

また、電気自動車等は、電気走行時の騒音が少なく、排気ガスもゼロであることと、使用している電気は、水力発電や太陽光発電など様々な方法で作成でき、石油資源に頼っている自動車のエネルギー源の多様化などにつながる利点があります。

京都府では、20年10月に「京都府次世代自動車普及推進協議会」を設置し、電気自動車等の普及促進策を検討するとともに、電気自動車を公用車として利用しながら走行データを取得する実証実験を開始しました。

そして、電気自動車等の普及促進を目指した条例としては全国初となる「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を21年3月に制定しました。

この条例は、電気自動車等の普及が、自動車を使用するエネルギーの合理化及び多様化を推進し、温室効果ガスの排出の効果的な抑制やいわゆる排気ガス、更にエンジン音、排気音などの自動車交通騒音という生活環境への負荷の低減に効果的であり、電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、早期の本格的普及を図ることを目的とするものです。



電気自動車等試乗会（20年12月12日 京都府庁）

## 2 条例の概要

### ①電気自動車等普及促進計画の策定

電気自動車等の目標普及台数・温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の削減効果、充電インフラの整備、普及啓発に係る活動計画など電気自動車等の普及のための施策を総合的に推進する計画を策定します。

### ②府庁舎等における充電インフラ設備の整備及び公用車への導入

本庁舎、広域振興局などに電気自動車等の充電設備の整備を行うとともに、電気自動車等を公用車として導入します。

### ③京都産業の蓄積を生かした産学公連携による関連技術開発の促進

京都環境ナノクラスターにおける技術開発研究や京都産業エコ推進機構による京都環境ナノクラスターの研究成果等の産業化などに取り組みます。

### ④自動車税及び自動車取得税の軽減

(1) 自動車税・・・現在、電気自動車等では、新車新規登録された翌年度について税額を概ね1/2軽減する優遇措置がありますが、本条例では、更に1年延長し、新車新規登録された翌年度及び翌々年度について概ね1/2を軽減します。

(2) 自動車取得税・・・自動車を取得した際に、その取得価格に3%あるいは5%の税率で自動車取得税が課税されますが、本条例では、21年度から5年間、新車新規登録した電気自動車等の自動車取得税について課税を免除します。

### ⑤その他特記事項

電気自動車等の早期の普及を目指し、21年度から25年度まで5年間の時限条例とします。

図1-1 京都府における部門別CO<sub>2</sub>排出量割合（2006年度）

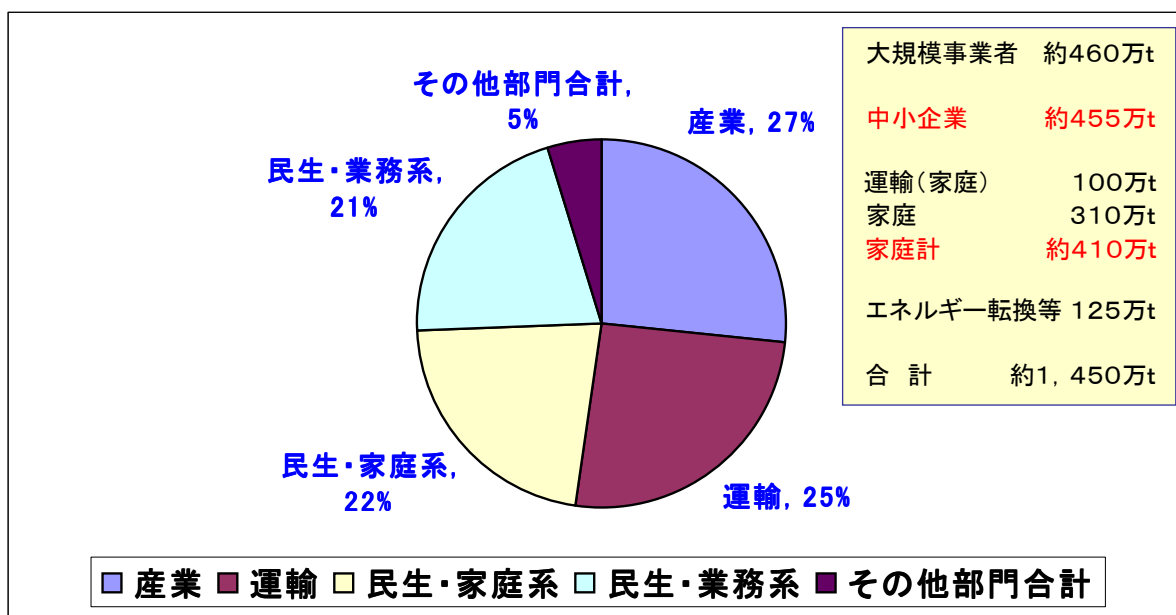
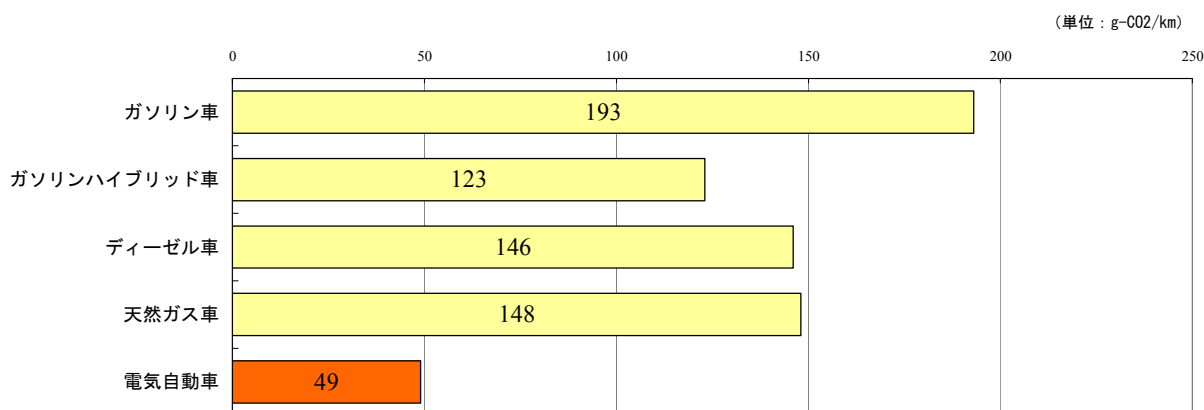


図1-2 ガソリン自動車と電気自動車、ハイブリッド自動車等とのCO<sub>2</sub>排出量の比較



(出典:平成18年3月 JHFC総合効率検討特別委員会(財)日本自動車研究所HFC総合効率検討結果報告書「Well to Wheel」データより)

図1-3 自動車税・自動車取得税の軽減(イメージ図)

○自動車税

月割課税	概ね1/2		満額		
	初度登録年度	翌々年度			
	翌年度	翌々年度	翌々々年度		
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

○自動車取得税

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、21年4月1日から26年3月31日までの新車新規取得について課税免除